

補正予算等審議

三種町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正

問 三役の報酬を30%削減するということは選挙公約だと思いが、その公約に対し、今回、町長30%、教育長10%の削減、副町長がゼロ。これは、公約違反でないのか。

答 孔子も論語の中で「過ちをすなわち改めるにはばかりのことなかれ」と言っており、自分の考えに固執するのはどうかと思う。自分の考えを修正したということをご理解願いたい。

問 「綸言汗のごとし」である。君主が一旦発した言葉（綸言）は取り消したり訂正することができないという意味である。今、修正と言ったが町民に向かって公表するののか。

答 特別職三役の報酬3割減と言ったことについては、今回副町長は県から来ていた。ただているし、また、教育長は

一般職員との均衡もあり、二者については修正した。

三種町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正

問 報酬等審議会に条例上規諮問されているのは、条例違反でないか。また、同審議会が、議員定数等の削減を町議会が自主的に検討するよう求める付帯意見についても、審議会の範囲外でないか。

答 報酬等審議会への諮問は議員報酬、町長、副町長の給料の額であるが、それ以外を諮問してはならないという規定はない。審議会に意見を聞いたこと自体が違法であると考えすることは難しい。

付帯意見については、地方自治体の首長制と議会制の二元代表制では、一方の首長の報酬などを議論すれば、当然議員の報酬も議論されるのは致し方ない。住民の声と理解するのが適当でないか。

一般会計補正予算

問 小学校の教科書改訂に伴う指導書に950万円が計上

されている。指導要領が改訂されるたびに、地方自治体が負担しなければならぬのか。

答 国では、各自自治体でということなので、それに従うしかない。

国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

問 退職被保険者等医療給付費が大幅に伸びている。今回の補正で2千200万円追加している。

また、退職被保険者等高額療養費も1千万円以上の補正となっている。この理由は。

答 退職被保険者等医療給付費は、税率算定上15%上昇を予定して予算編成を行ったが、今年度上半期（6ヵ月分）で、すでに61%増となっている。退職被保険者等高額療養費も、算定時には15%の上昇でみていたが、これも上半期2倍のペースで上昇している。

高額医療費の対象者を見ると、がんや循環器系の高度医療の増加という人的なもの、入院が非常にアップしている。

審議された議案一覧

区分	平成22年度補正予算																
	議案名																
賛成	16	16	16	16	16	16	16	2	16	16	16	16	16	16	16	16	16
反対	3	3	3	0	3	3	0	17	0	3	3	3	3	0	3	3	3
結果	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	否決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決